

# 高齢者向け生命保険 実務について

～指定代理請求制度を中心に～



保険・年金研究部門 小林 雅史

masashik@nli-research.co.jp

## 1—はじめに

現在、生保会社では、被保険者が保険金等の受取人となる保険給付について、被保険者が保険金等を受け取ることのできない意思能力喪失等の特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を受け取ることのできる指定代理請求制度を導入している。

この制度は、1992年に発売された、がん・心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合に保険金を支払う3大疾病保障保険（特定疾病保障保険）、余命6か月と診断された場合に保険金を支払うリビングニーズ特約について、受取人である被保険者が、がん不告知や余命6か月の不告知、意思能力喪失の場合、保険金を受け取ることができないといった事態を防ぐため導入された。

近年、がん告知への受容度が高まる<sup>(注1)</sup>中で、がん不告知への対応という側面に加え、高齢化社会の一層の進展の中で、加齢等による意思能力喪失のケースに保険制度上あらかじめ備える点で、重要な制度となっているものと考えられる。

すなわち、たとえば老後生活を自助努力によ

り保障する年金保険で、年金支払期間が終身のケースでは、被保険者が生存する限り年金が支払われることから、意思能力喪失の蓋然性は極めて高いと考えられ、その場合に年金を被保険者のために役立てていただける制度といえよう。

本稿は、制度の沿革・法的課題等を論じた小著「指定代理請求制度について」（生命保険経営第77巻第5号、2009年9月）のいわば続編として、各生保会社の指定代理請求制度を中心とした保険給付請求時の高齢者向け実務の現状および今後の方向性を概観することとしたい。

## 2—現在の保険給付請求時の生保実務

### 1 | 指定代理請求制度から指定代理請求特約へ

指定代理請求制度は、1992年に発売された3大疾病保障保険（特定疾病保障保険）、リビングニーズ特約等、第三分野の保険について創設されたが、近年、いわゆる保険金不払い問題への対応のひとつとして、「指定代理請求特約」<sup>(注2)</sup>という特約形式にし、新契約に加えて、既契約にも付加されるようになってきている。

さらに、対象となる保険給付も、入院給付金や一定の身体の障害状態に陥った場合に支払われる保険金等、いわゆる第三分野の保険<sup>(注3)</sup>のみならず、高齢化の進展とともに意思無能力により請求できない事態が想定される年金・満期保険金を対象とする生保会社が多くなってきている。

すなわち、従来の指定代理請求制度と「指定代理請求特約」を比較すると、「指定代理請求特約」を採用することにより、

①既契約への付加

②対象保険給付の拡大

が容易となった（なお、近年創設された生保会社においては、既契約への付加の必要がないことから、「指定代理請求特約」方式（以下、「特

約方式])ではなく、従来の指定代理請求制度と同様、約款本体に指定代理請求制度に関する規定を組み込む方式(以下、「組込方式」)が採用されている)。

## 2 | 各生保会社の現在の指定代理請求制度

2009年11月現在、生保会社46社中、指定代理請求制度は、ホームページで制度の存在が確認できなかった9社(現在新契約販売を行っていない会社、銀行窓口販売専門会社等)を除き、37社で取り扱われている模様である。

また、このうち15社では、「指定代理請求特約」等の約款もホームページで開示している。

以下、この37社での指定代理請求制度についてホームページ掲載内容に基づき、分析したい。

### (1) 制度創設時期、方式

図表-1のとおり、37社中、

- ・プレス発表資料等で制度創設時期が判明する会社が32社、時期不詳が5社で、2008年制度創設会社が18社と半数
- ・2008年創業の3社が組込方式をとっており、他は全て特約方式をとっている

状況にある。

2008年以降に特約方式で制度を創設した会社については、ほとんどが保険金不払い問題の対応策の一環として制度を創設している。

【図表-1】 制度創設年月等

創設年	特約方式	組込方式
2002年	1社	—
2004年	1社	—
2006年	2社	—
2007年	5社	—
2008年	15社	3社
2009年	5社	—
不詳	5社	—
合計	34社	3社

### (2) 指定代理請求の要件

指定代理請求制度の要件として、保険金等の請求時に被保険者が保険金の請求ができない特別な事情が必要とされる。

この特別な事情は、

- ①保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
  - ②傷病名の告知を受けていない場合
  - ③その他これに準じる状態である場合(リビングニーズ特約の支払事由である余命6か月との告知を受けていない場合など)
- の3つとされる例が多い。

### (3) 指定代理請求人の範囲

指定代理請求人の範囲は、従来の3大疾病保障保険(特定疾病保障保険)、リビングニーズ特約の指定代理請求制度では、

- ・(保険給付の受取人である)被保険者と同居または生計を一にしている戸籍上の配偶者・3親等内の親族

とする事例が多かった<sup>(注4)</sup>が、例えばある生保会社では、配偶者および直系血族(親、子等)について、同居または生計を一にしているという要件を外し、夫婦共稼ぎ世帯の単身赴任等による別居のケースの配偶者、親子について独立生計しているケースの被保険者が親である場合の子、被保険者が子である場合の親等について対応し、その後、配偶者がいない高齢者への対応の観点から、兄弟姉妹についても同様に同居または生計を一にしているという要件を外している。

甥・姪についても同様の観点から同居または生計を一にしているという要件を外している会社がある。

さらに、配偶者・3親等内の親族がいない被保険者への対応の観点から、配偶者・3親等内の親族以外の者を指定代理請求人として請求で

きるとする会社もある。

このような指定代理請求人の範囲の拡大のほか、指定代理請求人が死亡したり、指定されていないケース等に対応するために、指定代理請求制度に加えて、あらかじめ約款で規定された一定の範囲内の者が保険金等を受け取ることができる（保険契約者の指定によらない）代理請求制度を導入している会社も現れてきている。

また、代理請求制度をさらに進めて、指定代理請求人という考え方（保険契約者の指定・被保険者の同意により、あらかじめ個別に指定してもらおうという考え方）をとらず、たとえば死亡保険金受取人である被保険者の配偶者、3親等内の親族等を約款上、代理請求人として規定している会社もある。

37社の状況を見ると、

- ①指定代理請求制度を取り扱っている会社：22社
  - ②指定代理請求制度に加え、指定代理請求人が不在の場合等の代理請求制度を取り扱っている会社：11社
  - ③代理請求制度を取り扱っている会社：2社
  - ④インターネット上は不明である会社：2社
- となっており、各社がさまざまな取組みを行っている。

①の22社の指定代理請求人の範囲は、図表-2のとおりであり、配偶者・3親等内の親族の一部についての「同居または生計を一にする」という要件の撤廃に加え、配偶者・3親等内の親族以外の者として、

- ・同居または生計を一にする死亡保険金受取人
- ・同居または生計を一にする者
- ・療養看護に努めた者
- ・財産管理を行っている者
- ・療養看護に努めた者、財産管理を行っている者と同等の特別な事情がある者

が指定代理請求人の範囲に加えられている例がある。

[図表-2] 指定代理請求人の範囲  
(指定代理請求制度採用全22社)

指定代理請求人の範囲	会社数
①同居または生計を一にする配偶者・3親等内の親族	1社
②配偶者、直系血族、同居または生計を一にする3親等内の親族	6社
③配偶者、直系血族、兄弟姉妹、同居または生計を一にする3親等内の親族	8社
④配偶者、直系血族、兄弟姉妹（兄弟姉妹がない場合は甥・姪）、同居または生計を一にする3親等内の親族	1社
⑤配偶者、直系血族、兄弟姉妹、同居または生計を一にする3親等内の親族・死亡保険金受取人	1社
⑥同居または生計を一にする配偶者・3親等内の親族（該当するものがない場合は、同居または生計を一にする死亡保険金受取人）	1社
⑦配偶者、直系血族（直系血族がない場合は兄弟姉妹、兄弟姉妹もない場合は甥姪）、同居または生計を一にする3親等内の親族、上記に該当するものがない場合、会社が認めた i) 同居または生計を一にする者、ii) 療養看護に努めた者、財産管理を行っている者、iii) その他 i)・ii) と同等の特別な事情がある者	4社

②の11社における指定代理請求人および代理請求人の範囲は図表-3のとおりであり、被保険者のために保険金等を活用できる者として、各生保会社が指定代理請求人・代理請求人間でのバランスに配慮して各社各様の範囲を設定していることが伺える。

なお代理請求人の範囲は、保険契約者が指定した（死亡）保険金受取人と一定の関係がある者としている会社が多く、さらに、被保険者のために保険金等を活用することが期待できる者として、配偶者の他は同居または生計を一にするという要件を設定している会社がほとんどであり、保険契約者の指定・被保険者の同意を前提とした指定代理請求人の範囲と比べると、一般に狭く設定されている。

代理請求人が制度を利用できるのは、指定代理請求人が死亡していたり、指定されていなかったりするケースとする会社が多いが、中には、

指定代理請求人の意思無能力も含めている例がある。

[図表-3] 指定代理請求人および代理請求人の範囲  
(指定代理請求制度+代理請求制度採用全11社)

指定代理請求人	代理請求人	会社数
① 配偶者、同居または生計を一にする3親等内の親族	・ 保険金受取人の配偶者 (いない場合、同居または生計を一にする者)	1社
② 配偶者、3親等内の親族	・ 保険金受取人の配偶者、親または子、兄弟姉妹の順 ・ 保険金受取人と同居または生計を一にする3親等内の親族 ・ (対象不詳)	1社 1社
③ 配偶者、2親等内の親族	・ 保険金受取人の配偶者 (いない場合保険金受取人の直系血族の代表者)	2社 1社
④ 配偶者、直系血族、同居または生計を一にする3親等内の親族	・ 被保険者と同居または生計を一にする配偶者 (いない場合3親等内の親族)、会社が認めた者 ・ 保険金受取人の配偶者 (いない場合保険金受取人と生計を一にする者)	1社 1社
⑤ 配偶者、直系血族、兄弟姉妹、同居または生計を一にする3親等内の親族	・ 保険金受取人の配偶者 (いない場合保険金受取人と同居または生計を一にする3親等内の親族)	1社
⑥ 配偶者、同居または生計を一にする3親等内の親族、直系血族、兄弟姉妹 (いない場合は甥姪 (1社は伯叔父母も含む)、会社が認めた i) 同居または生計を一にする者、ii) 療養看護に努めた者、財産管理を行っている者、iii) その他 i)・ii) と同等の特別な事情がある者	・ 被保険者と同居または生計を一にする保険金受取人・配偶者・3親等内の親族の順	2社

③の2社については、

- ・ 死亡保険金受取人である被保険者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、3親等内の親族とした上で、代理請求人については成年被後見人等でないことといった制限を付す会社
- ・ 被保険者の配偶者 (いない場合は、直系血族、同居または生計を一にする3親等内の親族)

とする会社 (代理請求人についての制限有無は不詳)

となっている。

なお前述のとおり、代理請求人の範囲は、被保険者のために保険金等を役立ててもらえることが強く期待できる者として、指定代理請求人の範囲よりも一般に狭く設定されている。

#### (4) 指定代理請求制度の対象保険給付

指定代理請求制度の対象保険給付としては、第三分野の保険給付に加え、満期保険金、年金、保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料の払込免除等についても対象としている会社がある。

高齢化社会の進展の中で、高齢での受け取りが想定される年金 (意思無能力となる可能性が相対的に高くなる、年金開始後、とくに終身年金がポイントとなろう) や満期保険金等についても対象としていくことが望まれよう。

### 3 | 指定代理請求制度に関連する実務

#### (1) 指定代理請求制度の勧奨、指定後の確認等

新契約時の制度勧奨はもとより、既契約者に対し、指定代理請求制度の説明・指定代理請求人の指定勧奨を行っている会社が多い。

既契約者への定例訪問の中で、現在指定されている指定代理請求人を示した上で、変更要否を確認する例もある。

インターネットによる指定代理請求制度紹介を行っている生保会社の中には、保険契約者向けの呼びかけとして、

- ・ 指定代理請求人に、保険契約の概要および指定代理請求人として指定したことを知らせるように勧奨しているケースもあり、実際に指定代理人による請求が必要になった場合に備えた、こうした制度告知は重要であろう。

今後、指定代理請求特約の付加率アップ、指

定代理請求人の適時適切な見直し勧奨、指定代理請求人の自らが指定代理請求人であることの自覚に向けた、生保会社の継続的な取組みが必要となろう。

## (2) 保険金等の請求時の実務

### ① 保険金等の請求時の説明

保険金等の請求書類をインターネットで開示している生保会社が複数あり、その請求案内の冒頭において、

- ・被保険者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、指定代理請求人による請求が可能

と注意喚起しているケースがある。

保険金等が真に必要となる実際の請求時に、新契約時、加入後の説明に加え、あらためてこのようなわかりやすい説明を行うことが重要と考えられる。

満期保険金や年金等の請求案内時にも、同様の説明が必要となろう。

### ② 指定代理請求人の要件を満たすことの確認

保険金等の請求時に、指定代理請求人が「被保険者と同居または生計を一にしている」という要件を満たしているか否かについては、必要書類として、被保険者の住民票や、健康保険被保険者証の写し等の提出を求めている会社が多い。

民法上の扶養義務から、配偶者・3親等内の親族については、(同居していたり、生計を一にしていたりすればなおさら)被保険者のために保険金等を役立てることが強く推定されるが、顧客の利便性向上の観点から、その他の者の指定代理請求を認める場合は、その者が実際に被保険者のために保険金等を役立ててくれることが期待できるか否かについて、裏付け資料の取り寄せも含めた生保会社としての慎重な見極めが必要となろう。

### ③ 医師による診断書での意思能力確認欄設定

保険金等を請求する際に必要となる医師による診断書(証明書)についても、保険金等請求書類と合わせインターネットで開示している生保会社があり、保険金等の支払事由を判断する項目のほかに、

- ・保険金、給付金を請求し、受け取る行為の意味を理解できると思われませんか

(あるいは、「保険金等を請求する意思能力がありますか」、「患者に意思能力がありますか」等の端的な質問)

といった医師への質問欄を設定している会社がある。

診断書(証明書)にこうした質問欄を設けることで、生保会社として、保険金等の請求時の説明に加え、実際に被保険者を治療している医師の判断に基づく被保険者の意思能力喪失有無を把握し、指定代理請求制度への誘導や、万一指定されていない場合の、成年後見人の設定等を勧奨する仕組みと考えられ、注目される。

生保会社としての(万一意思能力がない被保険者に保険金等を支払った場合の)二重払いリスクの回避という実務課題を、既存の診断書(証明書)のわずかな改定により解決するとともに、保険金等を被保険者のために役立てることが期待できる指定代理請求人への請求を促す画期的な取組みといえ、全ての生保会社における導入が期待される。

なお、満期保険金・年金等生存保険については、実務上、医師による診断書(証明書)は通常必要とされていないことから、上記の保険金等の請求時の説明によって対応していくことが考えられよう。

## 3—おわりに

各生保会社では、高齢化社会の進展の中で、

被保険者の意思能力喪失時等に対応する指定代理請求制度について制度面・実務面で多種多様な取組みを行っている。

制度面では、指定代理請求人の範囲の拡大や独自の代理請求人の設定もそのひとつの方策であろうし、実務面では、新契約者・既契約者への制度勧奨はもとより、請求案内や、診断書(証明書)面でのきめ細かな対応が、生保会社の保険金等の二重払いリスクを抑制しつつ、保険金等を被保険者のために役立てることが期待できる指定代理請求人に確実にお支払いする方策となろう。

被保険者が保険金・年金等を請求できない場合に、保険金・年金等をその代理人にお支払いするという、指定代理請求制度の本来的な目的を全うしていくためにも、今後の各社の創意工夫による不断の制度定着・改善に向けた取組みが重要と考えられる。

#### <参考文献>

本文、注に記載のほか、以下の通り。

- ・金融庁ホームページ
- ・生命保険協会ホームページ
- ・生保会社各社ホームページ

---

(注1) たとえば、治る見込みのある場合のがん告知の受容度は1991年の83%から2007年には91%に、治る見込みがない場合も1991年の64%から2007年には79%に上昇している(「健康と高齢社会 全国世論調査報告書」、毎日新聞社世論調査室、協力 アフラック、2007.12)。

(注2) 既契約への付加・対象保険給付の拡大も含めた特約方式での提供は、2002年12月にある生保会社で「指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則」として開始されたのが最初である。

現在、多くの生保会社で「指定代理請求特約」等の名称で取り扱われている。

(注3) 第三分野の保険については、金融庁の保険会社向けの総合的な監督指針に、「被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生し、被保険者が物理的に保険金等を請求できない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わるものが速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか」との条項が2007年より追加されている。

(注4) 民法第752条での夫婦の互いの協力・扶助義務、民法第877条での直系血族と兄弟姉妹間の扶養義務、家庭裁判所の審判があった場合の3親等内の親族についての扶養義務等を根拠として設定したものと考えられる。